

どのような生活を送るのがふさわしいかを自分で考え、選択してもらう治療の第一段階。そして、精神的支援や望む性で生活していけるかの検討を本人と続けながら、ホルモンによって身体を望む性別に近づける第二段階の治療を行う。それでもなお身体に対する違和感が持続する場合には第三段階として、性器に対する手術（性別再適合手術）を行う。

性同一性障害の診療を通して

未だ日本の社会では、性同一性障害に対する知識や理解が少ないこともあり、患者は、差別や偏見に苦しんでいる。性別にこだわる必要のない場でさえ、男性か女性かと問われることが多くある。

例えば、身分証明としても使われることの多い運転免許証には性別記載欄はない。本人を確認するためには、顔写真と氏名が記載されていれば問題がない場合が多い。しかし、印鑑証明をはじめ多くの書

類の書式には性別の記載を必要としている。

日常生活のさまざまな局面で、男性または女性としての役割が求められ、絶えず自分の性別を意識し、悩み続けている性同一性障害の人たちにとって、必ずしも必要とはいえない性別欄を記入することは時として耐えられない気持ちをいさぐくことがある。自分自身の症状について悩み、社会的な差別や偏見に思い悩んでいるうえに、性別にこだわる日本の社会にも苦しんでいる姿が日々の診療を通して見えてくる。

社会の一人ひとりが、多様な性のあり方を知り、お互いを個人として受け入れることができ、性同一性障害の人たちの苦しく不愉快な思いを受けとめることによって、社会のシステムを修正していくことができれば、性同一性障害の人が今そこに感じている苦痛を少しでも緩和することができるであろう。そのために理解を深める手助けができればと感じている。

用語解説

【「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」】

【経緯】

現代では、医療技術の進歩により、ホルモン投与や手術などで、性同一性障害当事者の精神的な苦痛を軽減することが可能となってきました。

しかし、戸籍上の性別が出生時の性別のままなので、社会生活をおくるうえで支障があったり、偏見から様々な差別を受けることもありました。

そのため、「性同一性障害」の当事者団体などが中心となって、裁判所に性別記載の変更を求める訴えが幾度も起こされました。

2000年には、「性同一性障害」に関する国会議員の勉強会が発足、2003年7月10日の衆議院本会議にて全会一致で可決、成立しました。

これにより、専門的な知識を有する医師2人以上によって「性同一性障害」の診断を受けている人は、以下の条件をすべて満たし、家庭裁判所の審判が通れば、戸籍の性を変えられるようになります。

【条件】

①20歳以上

②現在結婚していないこと

③子どもがいない

④生殖腺がないか、生殖機能が不能な状態である

⑤外性器が、移行する性別に近似した外観を持つ

この法律は3年をめぐり、社会的環境の変化に応じて見直すことになっています。

【カミングアウト】

自分が、社会一般に誤解や偏見を受けている少数派の主義・立場であることを公表することをいいます。

「カミングアウト」するためには、自分を肯定し、自分に自信を持ち、差別や偏見にも立ち向って生きていく決意と周囲の支えが不可欠になります。

単に「秘密の告白」をすることではなく、お互いの違いをしっかりと認識した上で、関係性を作り直し、新しい生き方を作ることなのです。

しかし、「カミングアウト」することによるリスクと自分の内面との微妙なバランスなどを考えた場合、状況によっては、あえて「カミングアウト」しないという選択肢もあります。